

令和6年12月5日

1. 出席議員

1 番	釘 尾	勢津子
2 番	宮 崎	幸 宏
3 番	笠 継	健 吾
4 番	中 村	日出代
5 番	池 田	廣 志
6 番	杉 原	元 博
7 番	樋 口	作 二
8 番	中 村	一 堯

9 番	松 田	義 太
10 番	勝 屋	弘 貞
11 番	角 田	一 美
12 番	伊 東	茂
13 番	福 井	正
14 番	松 尾	征 子
15 番	中 村	和 典
16 番	徳 村	博 紀

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	山 口	徹 也
事務局長補佐	中 島	圭 太
議事管理係長	松 本	則 子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	松	尾	勝	利
副	市長	鳥	飼	広	敬
教	育	中	村	和	彦
政	策 総 務 部 長	川	原	逸	生
市	民部長兼福祉事務所長	岩	下	善	孝
産	業 部 長	山	崎	公	和
建	設 環 境 部 長	山	浦	康	則
会	計 管 理 者 兼 会 計 課 長	藤	家		隆
総	務 課 長	白 仁 田	和		哉
総務課参事兼選挙管理委員会事務局長		寺	岡	弘	樹
人 権 ・ 同 和 対 策 課 長		山	崎	智 香	子
政 策 調 整 課 長		中	村	祐	介
広 報 企 画 課 長		山	口		洋
財 政 課 長		村	田	秀	哲
政策調整監兼DX推進室長		松	丸	環	大
市 民 課 長		幸	尾	か お	る
税 務 課 長		田	中	美	穂
保 險 健 康 課 長		染	川	康	輔
福 祉 課 長		高	本	智	子
産 業 支 援 課 長		三 ケ 島	正		和
商 工 観 光 課 長		中	尾	美 佐	子
農 林 水 産 課 長		星	野	晃	希
農業委員会事務局長		高	本	将	行
建 設 住 宅 課 長		江	島	裕	臣
建 設 住 宅 課 参 事		橋	本	昌	徳
都 市 計 画 課 長		堀		正	和
環 境 下 水 道 課 長		山	口	秀	樹
環 境 下 水 道 課 参 事		橋	川	宜	明
水 道 課 長		中	村	浩 一	郎
教育次長兼教育総務課長		江	頭	憲	和
生涯学習課長兼中央公民館長		嶋	江	克	彰

令和6年12月5日（木）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 報告第8号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）（報告）
- 日程第2 議案第46号 専決処分事項の承認について（令和6年度鹿島市一般会計補正予算（第4号））（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第47号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
議案第48号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
議案第49号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第50号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について
(一括質疑、一括討論、採決)
- 日程第4 議案第51号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第52号 鹿島市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第53号 鹿島市下水道条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第7 請願上程
請願第1号 鹿島市民交流プラザ浴室利用日曜日営業の再開に関する請願書
(常任委員会付託)

午前10時 開議

○議長（徳村博紀君）

おはようございます。現在の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程どおりといたします。

ここでお諮りいたします。議案第46号から議案第59号までの14議案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第46号から議案第59号までの14議案は、委員会付託を省略することに決しました。

日程第1 報告第8号

○議長（徳村博紀君）

それでは、日程第1．報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）についてであります。

当局の説明を求めます。白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

おはようございます。それでは、報告第8号 専決処分事項の報告について説明いたします。

議案書の1ページをお願いします。

市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により、次のとおり専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分した年月日は令和6年10月9日です。

賠償の額は8千円。

賠償の相手は市内在住者です。

事故の概要ですが、令和6年9月25日午前10時頃に、職員が肥前鹿島駅前駐輪場ののり面の除草作業中、止めてあった自転車の前輪部分を誤って草刈り機で破損したものです。自転車の破損部分については、事故当日に修理を行い、損害額は全て全国市長会市民総合賠償補償保険により支払うこととして、相手方とは令和6年10月9日に示談が成立しております。

除草等の作業については、日頃から安全対策等に十分注意しているところではございますが、改めて周囲の状況をしっかり確認するなど、万全を期すよう徹底してまいります。

以上、報告いたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、以上で報告第8号は終わります。

日程第2 議案第46号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第2．議案第46号 専決処分事項の承認について（令和6年度鹿島市一般会計補正予算（第4号））の審議に入ります。

当局の説明を求めます。村田財政課長。

○財政課長（村田秀哲君）

おはようございます。それでは、議案第46号 専決処分事項の承認について御説明いたします。

議案書、補正予算書、議案説明資料で御説明しますので、準備をお願いいたします。

議案書の2ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）について、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

議案書の3ページは専決処分書です。令和6年10月9日付で、令和6年度一般会計補正予算（第4号）について専決処分したものでございます。

別冊の議案第46号 令和6年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）の補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、緊急な対応が必要なものについて専決処分したものでございまして、予算の総額に14,217千円を追加し、補正後の予算の総額を15,448,236千円としたものでございます。

2ページから3ページは、今回補正の集計表となっておりますが、説明は省略します。

4ページから5ページは、今回補正の事項別明細書となっております。

6ページ以降の歳入歳出の内容につきましては、別冊の議案説明資料により御説明いたしますので、御準備をお願いします。

議案説明資料の1ページから3ページまでは、歳入歳出予算の増減比較表となっておりますが、説明は省略します。

4ページをお願いします。

まず、上段の表、歳入について御説明いたします。

ナンバー1の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査委託金は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行経費に対する県支出金で、14,097千円を計上しています。

ナンバー2の衆議院議員総選挙啓発推進委託金は、同選挙の啓発推進経費に対する県支出金で、120千円を計上しています。

次に、下段の表、歳出について御説明いたします。

ナンバー1の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費は、同選挙に要する経費として14,841千円を計上しています。

以上で説明を終わりますが、この専決処分につきまして御承認いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第46号 専決処分事項の承認について（令和6年度鹿島市一般会計補正予算（第4号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第46号は提案のとおり承認されました。

日程第3 議案第47号～議案第50号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第3. 議案第47号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第48号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第49号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第50号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について、以上4議案の審議に入ります。

議案第47号から議案第50号までの議案について当局の説明を求めます。寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

それでは、議案第47号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定から議案第50号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例まで、4議案を一括して御説明いたします。

議案書は4ページから16ページまで、議案説明資料は5ページから18ページまででございます。

まず、議案書4ページをお願いいたします。

議案第47号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、佐賀県職員の給与改定に準じまして職員の給与の改定を行うため、この案を提出するものでございます。

議案書5ページから10ページがその改正内容でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

議案第48号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、市長及び副市長の期末手当を改定するため、この案を提出するものでございます。

議案書12ページがその改正内容でございます。

次に、13ページをお願いいたします。

議案第49号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、教育長の期末手当を改定するため、この案を提出するものでございます。

議案書14ページがその改正内容でございます。

次に、15ページをお願いいたします。

議案第50号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、議員の期末手当を改定するため、この案を提出するものでございます。

議案書16ページがその改正内容でございます。

それでは、以上の具体的な改正内容につきまして、議案説明資料により御説明いたしますので、資料の準備をお願いいたします。

議案説明資料の5ページから14ページまでは、4つの条例の新旧対照表になっております。15ページをお開きください。

議案第47号から第50号までの一括した説明資料でございます。

本市では平成27年度から、より地域の実情を反映するという点において、佐賀県人事委員会の勧告に準じ職員の給与を改定し、それとともに、市長、副市長、教育長及び議会議員の期末手当を改定しているところであり、今回も同様に所要の改正を行うものでございます。

まず1項目め、改正理由ですが、先ほども申し上げましたとおり、佐賀県職員の給与改定に準じて職員の給与の改定並びに市長、副市長、教育長及び議会議員の期末手当を改定したので、関係条例の所要の改正を行うものでございます。

次に2項目め、令和6年の佐賀県人事委員会給与勧告の概要について説明いたします。

最初に、(1)給与勧告の主なポイントでございます。

今回のポイントは、主に2点。若年層を重点的とした月例給の引上げ、そして、期末・勤勉手当を引き上げるものでございます。

まず、月例給の引上げですが、民間給与と職員給与の較差が生じていることを踏まえ、若年層を重点的に、平均で10,244円の月例給を引き上げるものでございます。

次に、期末・勤勉手当につきましては、年間の支給月数をそれぞれ0.05月分、合わせて0.1月分を引き上げ、4.6月分とするものでございます。

次に、勧告の根拠となります県内の民間給与実態調査について御説明いたします。

企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上の県内民間374事業所から無作為に141事業所を抽出し、調査がなされております。その結果が(3)になりますが、月例給では、公民比較の対象となります行政職給料表適用職員の給与比較により較差を算出した結果が、15ページの一番下の表になります。民間給与が358,276円に対し、職員給与が348,032円で、較差とし

て民間給与のほうが10,244円、率で2.94%上回っていたものでございます。

次に、16ページを御覧ください。

期末・勤勉手当につきましては、従来から国や他の都道府県と同様に、0.05月を単位として実施されております。民間の支給割合が4.58月、職員の支給が4.50月で、0.08月分の較差が生じております。職員の期末・勤勉手当については、0.05月を単位として改定を行っていることから、この較差に相当する分として、0.1月分を期末手当・勤勉手当に均等に配分を行うものでございます。

次に、勧告の実施時期でございますが、月例給を令和6年4月1日、期末・勤勉手当については令和6年12月1日とするものでございます。

次に、3項目めは鹿島市の改正内容でございます。

最初に、(1)の職員給与改定につきましては、今回の佐賀県人事委員会の給与勧告に基づきまして県職員の給与が改定されることから、本市職員についても、県職員の給与に準じ改定いたすものでございます。

まず、①の給料表につきましては、初任給を高卒程度で21,400円、大卒程度で23,800円程度引き上げ、若年層に重点を置いた改定率となるよう引き上げを行うものでございます。

次に、②の期末手当・勤勉手当の改定につきましては、16ページの後半部分の表にありますとおり、令和6年度の一般職の期末手当・勤勉手当をそれぞれ12月期で0.05月分引き上げ、この引き上げ分を令和7年度の6月期、12月期で平準化し、期末手当を6月、12月期ともに1.25月、期末手当を同様に1.05月分とするものでございます。

また、定年前再任用職員につきましては、期末・勤勉手当合わせて0.05月分の引き上げとなることから、令和6年12月期の支給については、期末手当を0.025月、勤勉手当を0.025月引き上げとし、令和7年度には引き上げ分を6月期、12月期で平準化するものでございます。

17ページを御覧ください。

次に、(2)特別職の期末手当につきましては、国家公務員の指定職の賞与等を参酌しながら、これまで改定を行ってきていることから、今回も同様に0.05月引き上げるものでございます。

その内容として、市長、副市長、教育長及び議会議員の期末手当については、17ページの表の令和6年度12月期の期末手当、現行1.70月から0.05月引き上げ1.75月とし、令和7年度以降は、6月期と12月期の支給月数を平準化し、それぞれ1.725月とするものでございます。

次に4項目め、施行期日ですが、第1条による改正として、給料表の改定は令和6年4月1日、令和6年12月期の期末手当を引き上げる改正は、令和6年12月1日に遡及しての適用となります。

そして、第2条による改正として、令和7年度以降の6月期と12月期の期末手当を平準化する改正は、令和7年4月1日の施行となります。

次に、18ページの表を御覧ください。

今回の給与改定による今年度の人件費の影響額の見込みにつきまして御説明をいたします。

まず、一般職及び任期付職員の数でございますが、一般会計、特別会計並びに水道事業会計、下水道事業会計を合わせまして267人、改定があります給料Aの欄で一番右側の合計の列ですが、29,415千円の増、期末手当Bの合計は10,575千円の増、勤勉手当Cの欄の合計は9,370千円の増、共済費Dの欄の合計は4,067千円の増となります。合計しますと53,427千円の増になります。

そして、AからDまでの合計53,427千円から共済費Bを差し引いた、給料と期末手当と勤勉手当の合計を職員数267人で除した実際の職員1人当たりの支給額は185千円の増となり、共済費Dを含んだ人件費全体では、職員1人当たり200千円の増ということになります。

また、下の表になりますが、特別職で見ますと、三役と議会議員の期末手当aの欄の合計は429千円の増、共済費bの欄の合計は17千円の増で、合計しますと446千円の増になります。

これら一般職及び特別職の影響額の合計でございますが、総額で53,873千円の増を見込んでおります。

以上に関しての新旧対照表についてでございますが、説明資料の5ページから14ページとなります。

5ページから11ページの鹿島市職員給与条例等の一部改正では、第1条による改正で、給料表の改定及び令和6年度の期末・勤勉手当の月数、第2条による改正で、令和7年度以降の期末手当・勤勉手当の月数の平準化について改正しているものでございます。

そして、12ページからの特別職につきましても、それぞれ第1条による改正で、令和6年度の期末手当の月数、第2条による改正で、令和7年度以降の期末手当の月数を改正しているものでございます。

以上で議案第47号から議案第50号までの佐賀県人事委員会給与勧告に伴います4議案につきまして、一括での説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

4議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第47号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第47号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第48号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第49号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第50号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第51号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第4．議案第51号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

おはようございます。議案第51号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は17ページから、議案説明資料は19ページからでございます。

まず、議案書17ページをお願いいたします。

今回の提案理由ですが、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、小規模保育事業所等の保育士等の配置基準を見直すため、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものです。

次の18ページが改正の内容になります。

改正の内容につきましては、議案説明資料で御説明いたしますので、議案説明資料の19ページをお願いいたします。

19ページから20ページは新旧対照表でございます。説明は省略いたします。

次に、21ページをお願いします。

まず、改正理由ですが、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、小規模保育事業所等の保育士等の配置基準を見直すため、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正が行われた経緯について御説明いたします。

国内において、幼児教育・保育現場での子供をめぐる事故や不適切な対応事案により子育て世帯が不安を抱えていることから、安心して子供を預けられる体制を整備するため、保育士1人が見る子供の数について、3歳から5歳児の配置基準が見直されることとなりました。

小規模保育事業所や事業所内保育事業所の保育士等の配置基準は、国の基準に従い市の条例で定めるため、条例の改正が必要となりました。

保育士1人が見る子供の数は、3歳児は現行が20人から15人に、4・5歳児は30人から25人に見直されます。ゼロ歳児は現行の3人から変更ありません。1・2歳児も現行6人から変更はありません。

次に、改正内容について御説明いたします。

22ページをお願いします。

条例に定めております小規模保育事業所や事業所内保育事業所につきまして、市が認可することとなる保育事業所となりますので、国の基準に合わせて保育士等の配置基準を改正するものです。鹿島市内には現在のところ、該当する施設はございませんけれども、条例を改正することとしておるところです。

新旧対照表につきましては、19ページから20ページのほうに掲載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

次に、4、施行期日は公布の日となります。

以上をもちまして説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第51号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第51号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第52号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第5．議案第52号 鹿島市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

議案第52号 鹿島市ひとり親家庭等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は19ページから、議案説明資料は25ページからでございます。

まず、議案書の19ページをお願いします。

今回の提案理由ですが、児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものでございます。

次の20ページが改正の内容になります。

改正の内容につきましては、議案説明資料で御説明いたしますので、議案説明資料の25ページをお願いします。

25ページは新旧対照表でございます。説明は省略いたします。

26ページをお願いします。

まず、改正理由ですが、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令が一部改正されまして、令和6年11月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正が行われました経緯について御説明いたします。

ひとり親の就労収入等が上昇する一方で、児童扶養手当やその手当と連動する支援策の所得制限を超えないように働き控えを招く可能性があることから、自立を下支えするため、手当の支給の制限に係る所得基準額が引き上げられました。

鹿島市ひとり親家庭等の医療費の助成につきましては、児童扶養手当の所得基準額に準じて助成金の支給制限を設けているため、政令を引用している条文の整理が必要となりました。

ひとり親家庭等の医療費の助成における所得基準額は、母子家庭の母・父子家庭の父等に

ありましては、現行が1,920千円から2,080千円に、扶養家族の数が1人の場合は、2,300千円から2,460千円に、扶養家族の数が2人の場合は、2,680千円から2,840千円に改正がされます。扶養義務者等にありましては、改正はございません。

次に、改正の内容について御説明いたします。

27ページをお願いします。

政令の一部改正に伴う条項号のずれに合わせまして、引用する条文を整理するものです。

新旧対照表を25ページに掲載しておりますので、御参照ください。

施行期日は公布の日です。

所得基準額の引上げは、令和6年11月1日以後に行われました医療に係る医療費の助成について適用いたします。

以上をもちまして説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第52号 鹿島市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第52号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第53号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第6. 議案第53号 鹿島市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。山口環境下水道課長。

○環境下水道課長（山口秀樹君）

それでは、議案第53号 鹿島市下水道条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書は21ページから、説明資料は29ページからでございます。

議案書の21ページを御覧ください。

今回の提案理由でございますが、公共下水道の使用料を改定するため、この案を提出するものでございます。

議案書の22ページから23ページがその改正の内容でございます。

改正の内容につきましては、議案説明資料により御説明いたしますので、議案説明資料の御準備をお願いします。

議案説明資料の30ページを御覧ください。

1、改正理由でございますが、公共下水道事業の経営健全化を図るため、使用料の改定について、所要の改正を行うものです。

続きまして、2、背景でございますが、公共下水道事業は、汚水処理に要する経費を使用料で賄うことが原則とされている中、本市では、使用料の収入だけで経費を賄うことができず、その財源不足を市の一般会計からの繰入金で補填する状況が続いております。

また、令和5年8月に策定した鹿島市公共下水道事業経営戦略の投資・財政計画においては、人口減少や節水機器の普及により使用料収入が伸び悩む一方で、汚水処理施設の改築等により経営はさらに厳しくなっていく見通しが示されております。

このような状況から、鹿島市下水道事業審議会に下水道使用料の適正化について諮問したところ、平均改定率24.49%で改定することが適当との答申を受けました。

生活環境と公衆衛生の向上の基盤となる公共下水道を将来にわたり維持していくため、答申内容を踏まえて使用料を改定する必要があるとなりました。

続きまして、3、改正内容などです。

(1)使用料の改定につきましては、第20条第3項に該当します別表第2の表中の料金で、1か月当たり税抜きの額を表示しています。

種別、基本料金については、区分①の汚水量5立方メートルまでは、低水量使用者に配慮し、変更はございません。

同じく区分②の汚水量5立方メートルを超え10立方メートルまでは、現行1,050円を改定後1,420円とし、現行との差額は370円の増となります。

続いて従量使用料金については、区分③のうち、汚水量10立方メートルを超え20立方メートルまでの部分は、1立方メートルにつき現行135円を改正後169円、現行との差額は34円の増。

同じく汚水量20立方メートルを超え30立方メートルまでの部分は、1立方メートルにつき現行155円を改定後194円、現行との差額39円の増。

同じく汚水量30立方メートルを超え50立方メートルまでの部分は、1立方メートルにつき現行180円を改定後225円、現行との差額45円の増。

31ページを御覧ください。

区分④のうち、汚水量50立方メートルを超え100立方メートルまでの部分は、1立方メートルにつき現行210円を改定後242円、現行との差額32円の増。

同じく汚水量100立方メートルを超える部分は、1立方メートルにつき現行230円を改定後265円、現行との差額35円の増と改めるものでございます。

続きまして、(2)区分ごとの引上げ率について御説明します。こちらは前表の使用料の改定額を率で示しております。

種別、基本料金の区分①については、一月当たりの水量が5立方メートルまでの区分で、引上げ率はゼロ％。

同じく区分②については、5立方メートルを超え10立方メートルまでの区分で、引上げ率は約35％の増。

続いて、種別、従量使用料金については、区分③については、使用水量件数分布が最も多い区分で、10立方メートルを超え50立方メートルまでは約25％の増。

同じく区分④については、いわゆる大口と言われる区分で、50立方メートルを超える水量は約15％の引上げ率となり、以上の平均改定率は24.49％となります。

(3)改定の考え方は、次の4点において検討いたしました。

1点目は、経費回収率の向上として、経営戦略に掲げる短期目標80％以上の達成を目指します。

2点目は、基準外繰入金の削減として、市の一般会計からの繰入れの削減をすることで負担を減らし、負担の公平性という問題に対応するものです。

3点目は、累進倍率の是正として、使用水量区分に応じた使用料体系を設定し、大口の利用者に依存した収入体系を見直すことで、各料金区分の間にある単価の格差を緩和します。

4点目は、低水量利用者に対する配慮として、物価高騰が続く中、市民生活に与える影響の対応を考慮しました。

続きまして、4、施行期日ですが、令和7年4月1日からとしております。

32ページを御覧ください。

参考といたしまして、現行使用料と改定後の比較表を記載しております。例えば、2か月で標準使用料40立方メートル使用した場合は、現行使用料と比較して、2か月で1,562円の増となります。

次に、下水道使用料改定に至る主な経過でございますが、平成18年7月に現行使用料の設定を行っております。

平成31年4月に公共下水道事業全体計画変更を行い、汚水区域を523ヘクタールに縮小しております。

令和2年4月に、地方公営企業の全部適用により、公営企業会計へ移行しました。

令和5年8月に、鹿島市公共下水道事業経営戦略の見直しを行いました。

次に、令和6年2月から7月まで計5回の下水道事業審議会を開き、使用料改定（案）の絞り込みを行って、8月31日から9月30日までの間、下水道使用料改定案に関する意見を募集するパブリックコメントを実施しました。

令和6年10月8日には、第6回下水道事業審議会でもパブリックコメントの結果と答申（案）を検討され、同日に答申をいただきました。

以上が主な経過でございます。

なお、議案説明資料29ページには、ただいま御説明をいたしました条文の新旧対照表を記載しておりますので、御確認をお願いいたします。

続きまして、議案書へお戻りいただき、23ページを御覧ください。

附則の2及び3、経過措置でございます。

現在、下水道使用料は使用者を偶数月と奇数月に分け、2か月に1度料金を頂いております。改定後の下水道使用料の適用の時期につきまして、改定後の新使用料は、令和7年4月使用分から算定することとしております。

附則2の偶数月請求、令和7年4月の徴収に係る下水道使用料は、2月、3月使用分になりますので、現行の使用料で算定することとしております。

附則3の奇数月請求、令和7年5月の徴収に係る下水道使用料は、3月、4月使用分となります。3月使用分は現行の使用料で算定することとなりますが、2か月に1度検針をしているため、厳密に3月の使用料を確定することができませんので、3月と4月の2か月で使用した分を、現行の使用料で算定した額と改定後の使用料で算定した額とを合計して、2分の1することとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま提案されております件につきましては、結論を申しますと、今のこの経済状況の下、市民の暮らしぶりを見るときに、これだけの料金値上げというのはまず許せないということが私の考えです。特に今年は水道料金の値上げもあっておりますね。そういう中で本当に大変だと思いますが。

例えば、ここに説明がありましたが、使用料収入の伸び悩みだとか、それから、汚水処理施設の改修等による経営が厳しくなったとかありますが、まず、使用料の減収というのは、1つはやっぱり公共下水道の計画だけの皆さんが加入できないというものもあると思うんですよ。だから、予定どおりの地域で、予定どおりの加入者があればそれなりの収入は出てくると思いますが、そういうのがないと思うんですよ。そういうことになると、どうして

皆さんに加入をしていただくかということになると思いますが、今、公共下水道一つ設置しようとしても、やっぱり経済的に大変なわけですね。私たちも最初の頃しました。本当に大変でした。

だから、私は多くの人になるだけ公共下水道に参加していただくために、加入のための設備資金なんかの、もっと取り組みやすいような制度をつくり直してでも多くの人に参加していただくような、そういうことも今後必要じゃないかなと思いますが、その辺についてはいかがでございましょうか。

○議長（徳村博紀君）

山口環境下水道課長。

○環境下水道課長（山口秀樹君）

それでは、現在の下水道の接続率、こちらのほうをまず申し上げます。

令和5年決算の数値で申し上げますと、下水道への接続率は74.0%、残り26%の方が未接続ということになります。

その中で、議員おっしゃっていたように、接続に対する補助ということになりますけど、利子補給ですね、こちらのほうをこれまで行ってきたところでございます。こちらについては接続の資金を借りられた場合、その利子を補給するということでございます。現在、こちらのほうの活用はあまり行われておりませんが、おっしゃるとおり、下水道接続については、配管工事とか家の中を水洗化するということで、費用がかかることは存じ上げております。そういったお声も聞いているところではございますが、現在そういった、ほかで費用を補助するということはございませんので、今後、接続率に関しましては、あらゆる場でこういった下水道の普及という形で、今行っているところが下水道の未普及工事、こちらのほうの説明会のときに、接続の推進ということで呼びかけを行っているところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

いろいろ手だては打ってもらっているとは思いますが、それでも今の経済の中で、公共下水道一つしようとしても大変なんですよね。だから、その辺はやっぱり今までと変わった形で取り組むことが大事だと思います。

お尋ねしますが、私も公共下水道の最初の取組のときからおりまして、いろんな先進地を見て回りましたが、そういうときに、その地域で県が補助金を出しているところとか出していないところとか、いろいろありましたね。佐賀県の場合は、この公共下水道に対してはどうしているんですか。それなりの負担金なんか、公共下水道事業に対して、何らかの形で県が出していますか。

○議長（徳村博紀君）

橋川環境下水道課参事。

○環境下水道課参事（橋川宜明君）

お答えいたします。

佐賀県におきましては、下水道の設置費に関する補助はあっておりません。

ちなみに、県内市町全てにおいて、下水道への設置補助の実例はございません。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

もともと水道にしても、公共下水道にしても、設備などの投資というのは受益者に持たせるべきじゃないと思うんですよ。これは行政の責任としてやるべきだと思うんですよ。だから、特に今、いろんな事業をすると、資材も値上がりして大変な状況になっているのは分かりますよね。だから、そういう面では、私はやっぱり県に対する働きかけも必要だと思うんですよ。全国的にはそういう県からの補助金があるところもあるわけですよね。もちろん、国なんかもやるべきだと思いますがね。

こういう環境問題については、ぜひそういう形での今後の、動きもしないで、とにかく大変だから、市民に言いさえすれば出るんだと、こういうことは絶対に許されないと思います。

特に私、いつも言いますが、この環境の問題については、やっぱり全体が、その設備ができないと、その役割は全くされていないんですよ。私の周りをいつも例に出して言いますが、本当にやっているところとやっていないところがありますから、何のためにそれを行っているのかと言いたくなる。極端に言えば、こういうことになればもう下水道のほうは外してくださいとね、極端な話ですよ。そう言いたくなりますよね。

そういうことがないように、やっぱり周りの全体が、その生活環境のためにということが100%実現できるようにそれをやっていくのが行政の仕事だと思いますよ。しかし、これも市民の経済問題と一緒に関わっていますし、住宅についてもいろんな条件がありますから、なかなかすぐはいかないと思います。しかし、どっちにしても、私は今回の取組については、ああ、そうですね、大変だからそうしますよと、これは言えないと思います。

あと討論には立ちませんが、私は今回のこの提案には賛成できないということを言って、終わりにしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありますか。12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

今回の鹿島市下水道条例の一部を改正する、価格改定になるわけですけど、全員協議会の

席でも何回も私言ったんですけど、どうして今の時期なのかと。松尾征子議員からもお話があったように、私も今度の一般質問の中に入れていきますけど、この物価高騰のときに平均24.49%、まあ、25%、その前に水道料金が15%、昨年の6月から。行政は何を考えているんだという市民の声ですよ。

もちろん、説明があったように、汚水処理に要する経費を使用してきた人たちが払うというのは原則だというのは分かります。しかし、この計画を考えたのは行政なんですよ。もちろん、市民からの要望もあったでしょう。環境に配慮して下水道整備をしてほしいと。しかし、そのエリアを拡大する中で、経営が難しいというのが今まで何回出てきましたか。そのときに少しでも値上げをしておけば、今回みたいに約25%の値上げというのはなかったはずなんですよ。

平成6年に、この汚水のほうの下水道が開始され、そして、平成18年に使用料を改定したと。そこから今度は令和6年まで18年間、多分もう10年ぐらい前から、ちょっとこれは人口減少を含めて厳しいぞというのが出てきていたはずなんですよ。もちろん、今の松尾市長にこれを言っても、そのときはまだ議員でしたから。しかし、市の考え方がやっぱり間違っているんですよ。これについて市長、どう思いますか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

この下水道事業というのは議員もおっしゃるように、私もずっと関わってきました。やっぱりこれは独立採算で経営をやっていくというのが基本原則でありまして、今おっしゃったように、18年間値上げをしてこなかったというのは、今までの市のほうでなるべく値上げをしないように経営努力でやっていこうという方針でこれまでやってこられたというふうに思います。

ただ、企業会計に入って、中身が詳しくなってきた中で、やっぱり今言った公共下水道であつたり、あるいはくみ取であつたり、あと浄化槽であつたり、いろんな立場の人がおられます。そこを考えた上に、それぞれの負担割合をちゃんと公平に持っていかなければならないということが1つと、今、家庭のいろんなものが節水型になって、使用料が以前のもくろみと違って少なくなってきたという、やっぱりいろんな要素があつて経営が圧迫されてきているということです。

今、一般会計から80,000千円ほどの繰り出しを行ってやっていることに対しても、下水道の使用者じゃない方々は、やっぱりその恩恵を受けられないと。いろんなことを考えた上で、今回先ほどおっしゃったように、物価高騰の中で何で今なのかということで話があつていきますけど、じゃ、これを先送りすれば十分なのかということもまたもう一方で考えなくちゃいけないということで、いろんな審議会の中でも、今、議員がおっしゃったようなこと

も議論の中に入ったと思います。

そのようなことで、当初は独立で、その中で経費を回収するということであれば50%以上の改定が必要という中で、今回、市民生活にもなるべく影響しないようにということでこの改定率になったということもありますので、何で今なのかと言われれば、この物価高騰の時期に改定の時期が来たことと、下水道の使用料の改定の時期が何で重なったとかというようなことにもなろうかと思いますが、じゃ、逆に今やらなければ、先送りすればするほど、また経費回収率を、使用料を一遍に上げなければいけないという時期がまた来ます。そのときにまた皆さん方にお諮りした場合に、じゃ、何でまた今度は逆に50%も上げなければいけないかというような議論になろうかと思います。

皆さん方の思いも分かりますけど、今回、審議会に諮って、いろんな状況を鑑みた上で、この改定率ということで答申がありましたので、皆さん方にお示しをしているところでございます。市民の皆さん方にも御負担をおかけしますが、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

松尾市長として見れば、そういうふうな答弁になるかなと思うんですね。おっしゃるとおりに、やっぱりこれが、内容が、水道に限らず下水道もそうなんですけど、企業会計に変わったときですよ。一気にここで、もう下水道事業に特化した、そういうふうな会計が出てきて、ここでちょっと苦しいなというのが出てきたのは事実だろうと思います。私もそう思います。

先ほど審議会に諮って了解を得たと。そうでしょう。多分審議会として見れば、今の企業会計の決算状況を見て厳しいと。おっしゃったように、このままでは、先延ばしをしたら、もっと次、上げなければならないというのかも分かりません。それで了解をされたんでしょう。

しかし、やはりこれを利用されている飲食店の方、どれだけ大変かということです。去年の6月から始まって、7月、8月の分が、2か月分が9月に請求が来ていますね。その次の分が11月に来ている。これをやっぱり市内の飲食店に聞きました。これは物すごく痛い。ここに書いてある、現行との差額を10立方メートルずつ書いてあるからそんなにないんですね。分からないんですよ。ところが、これを一気に今使用している分と比較すると、びっくりするぐらい上がってくるんですね。

ここに担当課から頂いた水道料金と下水道料金の改定前と改定をした後、どのくらい変わるかというのを頂いております。ちなみに、私の店でしている分で、2か月で60立方メートル、これを使った場合、今までだったら23,364円でした。水道と下水道と合わせてですね。ところが、今度は25,784円、約2,400円上がっているんですね。これが年間じゃないんです。

2か月に1回ですから、これ掛けるの6となってくるんです。飲食店は100立方メートルを軽く超えていきます。そうなってくると、年間の値上げ率が、金額が、私が言った金額の倍以上になってきます。

コロナが収束したとはいえ、飲食店の方々は、今、鹿島の景気がいいわけではありませんから、やっぱり苦しいとおっしゃいます。そういう中で、下水道の担当課長がおっしゃるように、今上げなければというのは理解できないわけではない。しかし、この24.49%の平均、約25%というところに納得がいかない。だから、私は賛成することはできません。

もう一度、私は市長にお聞きしたいのが、これと同時に、じゃ、こういうふうに水道料金、下水道料金が上がってくる、市民の方に負担をかける、それに対して経済対策を何か打ち出そうという考えはないんですか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

それに対して今までも、例えば、コロナでいろんな状況が悪かったときにコロナの交付金があって、皆さん方に少しでも生活の糧になるようにと応援券みたいなものを配布いたしましたし、今回、国のほうでも、今の状況をですね、どうなるのかということで、いろんなやっぱり地方への支援策、交付税等の考えも今議論されていると思いますので、そういうことを含めて、この使用料を上げるということと、皆さん方の生活が非常に苦しいということの両方を考えればそうなんでしょうけど、生活が苦しいというのは一面でありますので、そのことについては、我々も国からどのような支援があるか分かりませんが、それも含めて対策を打っていかなければいけないというふうに思っています。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

ありがとうございます。先ほど私が市長にお聞きしました物価高騰対策並びに経済対策については、次の一般質問でじっくりとそこの辺りを議論していきたいなと思っております。

ただ、何回も言うようですが、市民の、下水道の供用区域の皆さん方の気持ちを考えると、簡単には私は賛成できないというのが本音です。

以上で質疑を終わります。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第53号 鹿島市下水道条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立多数であります。よって、議案第53号は提案のとおり可決されました。

日程第7 請願上程

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第7. 請願上程であります。

お手元に配付の請願文書表のとおり、今期定例会において受理した請願が1件あります。

請願第1号 鹿島市民交流プラザ浴室利用日曜日営業の再開に関する請願は、会議規則第128条第1項の規定により、文教厚生産業委員会に付託します。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は明6日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時8分 散会